

群馬県糖尿病療養指導認定機構 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この機構は、群馬県糖尿病療養指導認定機構と称する。

(事務局)

第2条 この機構の事務局は、群馬県前橋市昭和町 3-39-15 群大医学部内分泌糖尿病内科に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この機構は、群馬県における糖尿病教育の正しい知識と技術の普及・啓発を図り、医師の指示下で熟練した糖尿病療養指導を行うことのできるスタッフを群馬県糖尿病療養指導士として養成・認定することを目的とする。

(事業)

第4条 この機構は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 群馬県糖尿病療養指導士の育成および認定
- (2) 群馬県糖尿病療養指導士の更新
- (3) 群馬県糖尿病療養指導士の研修
- (4) 前条の目的を達成するための必要な事業

第3章 群馬県療養指導士認定委員会

(認定委員会)

第5条 群馬県療養指導士認定委員会（以下認定委員会）を次のように置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 委員 10名以上15名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局 数名

(構成及び機能)

第6条 認定委員会は、委員をもって構成する。認定委員会は、認定機構の最高決議機関とする。また委員は、認定委員会の推薦をもって選任とする。

(職務)

第7条 委員長は、この機構を代表し会務を総括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた場合はその職務を代行する。委員は、認定委員会を構成し、会務の執行を決定する。監事は、業務執行の状況及び財産の状況を監査する。

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(解任)

第9条 委員に、ふさわしくない行為があった場合、認定委員会の決議によりこれを解任することができる。

(開催及び招集)

第10条 認定委員会は、必要に応じて年に1回以上開催する。認定委員会(会議)は、委員長が招集する。

(決議)

第11条 議決は委員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決議に決するところによる。

第4章 会員

(会員)

第12条 会員は、本会の趣旨に賛同した群馬県内の医療機関および職場に従事している者で、日本糖尿病協会の会員であることが望ましい。

第5章 会計

(資金)

第13条 本会の資金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
 - (2) 寄付金
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) その他の収入
- (事業計画および予算)

第14条 事業計画およびこれに伴う収支予算は、認定委員会の決議を経なければならない。

(事業報告および決算)

第15条 事業報告および収支決算は、監事の監査を受け認定委員会の承認を受けなければならない。

(事業および会計年度)

第16条 事業および会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則

(会則の変更)

第17条 規約にない事項は、その都度、認定委員会で決定する。本規約の改廃は、認定委員会で行う。

附則

- 1 この規約は、平成28年 1月29日から施行する。
- 2 設立時の委員は、別紙の名簿どおりとする。
- 3 設立時の事業および会計年度は、設立時の日から平成29年 3月31日までとする。
- 4 設立当初の会費は、次の掲げる額とする
(会員) 年会費 1,000円 (5年単位とする)